人事院事務総長

「人事院規則1-34 (人事管理文書の保存期間)の運用について」の一部改正について(通知)

「人事院規則1-34 (人事管理文書の保存期間)の運用について(平成18年12月15日事企法-668)」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年12月20日以降は、これによってください。

なお、令和5年3月31日までに作成し、又は取得した「人事院規則8-12 (職員の任免)の運用について(平成21年3月18日人企-532)」第9条関係第3項の認定に関する文書等(人事院規則1-34(人事管理文書の保存期間)別表備考第1号に規定する文書等をいう。)の保存期間については、この通知による改正後の「人事院規則1-34(人事管理文書の保存期間)の運用について」第1項本文及び同項の表人事院規則8-12(職員の任免)の運用について(平成21年3月18日人企-532)の欄の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改 正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

人事院規則1-34(人事管理 文書の保存期間) (以下「規則1 -34」という。)第3条の人事 院が定める人事管理文書(規則1 -34第2条に規定する人事管理 文書をいう。以下同じ。)は、次 の表に掲げる人事管理文書とし、 その保存期間は、その区分に応 じ、それぞれ同表の基準日の欄に 掲げる日の属する年度の翌年度の 4月1日(同日以外の日を起算日 とすることが人事管理文書の適切 な管理に資すると認められる場合 には、同欄に掲げる日から1年以 内の日) から起算して同表の保存 期間の欄に掲げる期間(当該期間 以上の期間保存することが人事管 理文書の適切な管理に資すると認 められる場合には、当該期間以上 の期間)とする。

人事管理	文書の区分	基準日	保存
_			期間
人事院規	第9条関係	取得の日	7年
則8-1	第3項の認		
2 (職員	定に関する		
の任免)	文書等(規		

人事院規則1-34(人事管理 1 文書の保存期間) (以下「規則1 -34」という。)第3条の人事 院が定める人事管理文書(規則1 -34第2条に規定する人事管理 文書をいう。以下同じ。)は、次 の表に掲げる人事管理文書とし、 その保存期間は、その区分に応 じ、それぞれ同表の基準日の欄に 掲げる日の属する年度の翌年度の 4月1日(同日以外の日を起算日 とすることが人事管理文書の適切 な管理に資すると認められる場合 には、同欄に掲げる日から1年以 内の日) から起算して同表の保存 期間の欄に掲げる期間(当該期間 以上の期間保存することが人事管 理文書の適切な管理に資すると認 められる場合には、当該期間以上 の期間)とする。

人事管理	文書の区分	基準日	保存
_			期間
人事院規	第9条関係	取得の日	3年
則8-1	第3項の認		
2 (職員	定に関する		
の任免)	文書等(規		

1	則1-34				の運用に			
ついて					ついて			
(平成2					(平成 2	1号に規定		
1年3月					1年3月			
;	をいう。以				18日人			
企一53					企一53	下同じ。)		
2)	(人事院規				2)	第18条関		
	則8-12					係第2項又		
'i	(職員の任					は第3項の		
I I I	免)第8条					協議に関す		
I I I	第1項に規				I I I	る文書等		
	定する名簿				1	第18条関		
	のうち同規 則第14条					係第4項た だし書の承		
	則第14条 第1項の規					にし書の承 認に関する		
	定により有				I I	文書等		
	効期間が6					第18条関		
	年6月とさ					係第7項、		
	れているも					第10項若		
	のに係るも				1 1	しくは第1		
	のに限				1	2項又は第		
	る。)					31条関係		
I I I	第9条関係	取得の日	5年	 	1	第4項の報		
	第3項の認			:	1	告の文書等		
	定に関する				1	第28条関		
	文書等(人					係第5項の		
I I I	事院規則8					協議に関す		
I I I	-12第8			:	I I I	る文書等		
	条第1項に				1	第42条関	任期を定	3年
	規定する名					係第3項の	めた任用	
i 1	簿のうち同					承諾の文書	の終了し	
I I	規則第14				1	等	た日	
	条第1項の				1	第42条関		
	規定により					係第5項(4)		
1	有効期間が					又は第43		
i 1 1	5年とされ					条関係第2		
I I	ているもの			<u> </u>		項(5)の承認		

に係るもの				に関する文	
に限る。)			_ ¦	書等	
第18条関	取得の日	3年		第43条関	
係第2項又				係第1項又	
は第3項の				は第46条	
協議に関す				の2関係の	
る文書等				同意の文書	
第18条関				等	
係第4項た					
だし書の承					
認に関する					
文書等					
第18条関				1	
係第7項、					
第10項若				1 1 1	
しくは第1					
2項又は第				!	
3 1 条関係					
第4項の報					
告の文書等					
第28条関				1	
係第5項の					
協議に関す					
る文書等					
第42条関	任期を定	3年			
係第3項の	めた任用				
承諾の文書	の終了し			1 1 1	
等	た目				
第42条関				1	
係第5項(4)					
又は第43					
条関係第2					
項(5)の承認					
に関する文					
書等				i i	
第43条関					
₩ 係第1項又				1	

	は第46条					1 1 1		
	の2関係の					1 1 1		
	同意の文書					1 1 1		
	等					1 1 1		
	第9条関係	取得の日	1年			1 1 1		
	第3項の認			1 1 1		1		
	定に関する			1 1 1		<u> </u>		
	文書等(人			I I I		! !		
	事院規則8					; ; ;		
	-12第8					1 1		
	条第1項に					i i i		
	規定する名					1 1 1		
	簿のうち同					I I I		
	規則第14					1 1 1		
	条第1項の			1 1 1		1 1 1		
	規定により					; ; ;		
	有効期間が					; ; ;		
	1年又は1					1 1		
	年2月とさ					i ! !		
	れているも					1 1 1		
	のに係るも					1 1 1		
	のに限					1 1 1		
	る。)			<u> </u> -		1 1 1		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

以上